

第7期 身延町障害福祉計画・第3期 身延町障害児福祉計画（案）に関する

意見募集の結果について

●意見募集は終了しました。

●令和6年2月26日（月）～3月17日（日）の期間、意見を募集しましたが、意見の提出はありませんでした。

実施したパブリックコメント（意見募集）の内容は次のとおりでした。

■趣旨

本町では、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（「市町村障害福祉計画」）を定めるため、令和3年3月に「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら、支えあいの地域の中で安心して暮らせる社会づくり」の「身延町障害者基本計画」の理念のもと、①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援、②障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等、③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備、④地域共生社会の実現に向けた取り組み、⑤障害福祉人材の確保、⑥障害者の社会参加を支える取り組みという6つの基本目標を掲げた「第6期身延町障害福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

また、児童福祉法に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（「市町村障害児福祉計画」）を定めるため、令和3年3月に「身延町障害者基本計画」の理念のもと、「障害児の健やかな育成のための発達支援」の基本目標を掲げた「第2期身延町障害児福祉計画」を策定しました。令和6年3月に計画期間が終了することに伴い、「第7期身延町障害福祉計画」及び「第3期身延町障害児福祉計画」の策定を進めています。

この度、本計画の素案がまとまりましたので、町民の皆様のご意見・ご提言をより反映させた計画づくりとするため、計画の案を公表し、これに対する意見を募集します。

■募集対象者

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に在勤、在学の方
- ・町内に事務所又は事業所を有する個人、法人、団体
- ・その他意見手続きに係る事案に利害関係を有する方

■第7期 身延町障害福祉計画・第3期 身延町障害児福祉計画（案）

第7期 身延町障害福祉計画・第3期 身延町障害児福祉計画（案）に対する意見書資料については、意見募集期間中は身延町ホームページ及び下記公表場所でも閲覧することができます。

〈公表場所〉中富すこやかセンター、身延支所、下部支所、久那土出張所、古関出張所

■意見募集期間

令和6年2月26日（月）～3月17日（日）

■提出方法

- 1 窓口提出 各公表場所（平日のみ・午前9時から午後5時）
- 2 身延町役場 福祉保健課 福祉担当まで郵送（3月17日必着）
- 3 FAX 0556 - 20 - 4554
- 4 Eメール fukushi@town.minobu.lg.jp

※FAX 及びEメールは期限内であれば、いつでも受付可能です。

■記載要領

- 1 「住所」、「氏名（ふりがな）」、「電話番号」欄は必ずご記入ください（記載がない場合は、無効となります。年齢と性別の記入は任意です）。なお、住所、氏名、等の個人情報を公表することはありません。
- 2 「意見・提言の内容」欄は、できるだけ具体的にご記入ください。意見・提言の趣旨が不明なものや、本計画に関する意見でないものについては、意見等として取り扱うことが困難な場合があります。また、類似するご意見等は、まとめて公表することもあります。

■意見への対応

寄せられたご意見に対する町の考え方は後日、町ホームページで公表します。（ご意見に対して個別に回答は行いません。）

また、以下に該当するご意見については町の考え方の公表は行いません。

- ・個人又は法人の誹謗・中傷に関するもの
- ・本計画に関連のないもの
- ・意見聴取の対象者でない方からのもの
- ・住所、氏名（ふりがな）、電話番号の記載のないもの
- ・公表することにより、他に重大な影響を与えると実施期間が判断するもの

■提出先・お問い合わせ

〒409-3304 身延町切石 117-1 中富すこやかセンター内
身延町役場 福祉保健課 福祉担当 電話：0556 - 20 - 4611